

## 自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令案 に関する意見の募集について

令和4年1月  
国土交通省  
自動車局整備課

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第55条により、国土交通大臣は自動車の整備の向上を図るため、自動車整備士の技能検定を行うこととされており、その実施細目として、自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号。以下「検定規則」という。）が定められています。

近年、自動車技術の進化がめざましく、様々な先進安全技術や運転支援技術が実用化され市販車に搭載されています。こうした自動車技術に適切に対応するため、ユーザーに代わって自動車を保守する自動車整備士の資格体系や養成課程の見直しなどを行う必要があることから、自動車整備技術の高度化検討会において検討を行い、令和3年10月に自動車整備士資格制度等の見直しについて取りまとめられました。これを踏まえ、検定規則等の改正を行うことを検討しております。

つきましては、広く国民の皆様から、本件に対するご意見を以下の要領のとおり募集いたします。

### <意見募集要領>

#### 1. 意見募集対象

自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令案について（概要）（別紙参照）

#### 2. 意見募集期間

令和4年1月27日（木）～令和4年2月28日（月）（必着）

#### 3. 意見提出方法

以下のいずれかの方法でご提出ください。なお、電話によるご意見の受付はいたしかねますので、ご了承ください。

##### ① インターネットの場合

電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを利用ください。

##### ② 電子メールの場合

後掲する意見提出様式の各項目を、メール本文にテキスト形式で明記し、以下のアドレスまで送信ください。件名には「自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令案に関する意見」と明記ください。

メールアドレス hqt-g\_tpb\_seb3@gxb.mlit.go.jp

国土交通省自動車局整備課 意見募集担当 あて

③ 郵送の場合

後掲する意見提出様式にご記入の上、以下の宛先に郵送ください。

郵便番号及び住所 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省自動車局整備課 意見募集担当 あて

4. 資料入手方法

① 電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>

② 国土交通省自動車局整備課において配布

5. 留意事項

頂戴したご意見につきましては、担当部局において取りまとめた上で、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめその旨ご了承ください。

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、ご意見の内容とともに公表させていただく可能性がございますので、ご承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時に明示ください。

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用させていただきます。

6. お問い合わせ先

国土交通省自動車局整備課 意見募集担当

電話番号（代表） 03-5253-8111（内線42426）

FAX 03-5253-1639